

新年のごあいさつ

新潟県行政書士会

会長 相羽 利子



新年明けましておめでとうございます。

会員各位には、県会運営にご尽力をいただき心から感謝申し上げます。

本年も、成年後見と外国人受入政策にともなうサポートを充実したいと考えています。

成年後見については、令和4年3月25日第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。塊世代が後期高齢者となる令和7年度を見据えて、制度の利用を含む権利擁護支

援のニーズの多様化に対応することが必要とされています。尊厳ある本人らしい生活と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進です。その中には、制度を利用する当事者等の意見を反映できる団体として、行政書士会の名前もしっかり掲載されています。行政書士のアドバンテージは、会員数が多いことと様々な分野に精通した会員がいることです。

空き家・所有者不明土地調査等、相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法は、令和5年4月27日施行されました。まさに行政書士の業務です。

権利義務・事実証明は、許認可業務とは異なり、他士業、他団体と連携し完結する総合能力は、まさに社会が求めている人材です。5万人の会員がこの能力を発揮できたら世直しができます。

行政書士業務はこれからの勝負です。

令和5年9月1日、デジタル庁と日本行政書士会連合会は連携協定を締結し、デジタル社会の潮流に適応しています。新型コロナウイルス感染症によって進展したデジタル化は、行政書士業界にも新たな時代をもたらしました。紙での申請がオンライン化に代わる中、我々は戸惑いを感じつつもこれに対応し、国民と事業者を支えるために「誰一人取り残されないデジタル社会の実現」に向けて貢献してまいります。

令和4年から5年3月にかけて、総務省からマイナンバーカードの取得申請サポート事業を受託しました。現在は、各県の行政書士会が市区町村と協力して施設等入所者等取得困難者の申請支援を、令和6年度においても推進してゆくことに努力してまいります。

行政書士制度は、行政のセカンドオピニオンの役割を果たし、地域に偏在なくいる行政書士会員は、地域のオピニオンリーダーとして活動し、健康であれば年齢に問わずできます。大きな社会活動になると考えます。

まさに、人生100年時代です。健康でできることをできる時にする。

過去4年間は先の見えない中での奮闘の連続でしたが、新型コロナウイルス感染症による挑戦を経て、やっと経済が動き始めています。これからの時代、ますます求められる行政書士として、本気だして頑張らしましょう。